

令和7年度定期監査について、横手市選挙管理委員会委員長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年6月1日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和7年度 定期監査（第3期）

期日 令和7年12月1日（月）～令和8年3月27日（金）

範囲 令和6年度（令和7年1月1日から令和7年3月31日まで）、令和7年度（令和7年4月1日から令和7年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

選挙管理委員会事務局

報告対象 課室所等	指摘事項	措置を講じた事項
選挙管理委員会事務局	1 契約事務 ・ 予定価格調書の作成者を誤っているものがあった。 ・ 検査調書の決裁権者を誤っているものがあった。 ・ 検査調書が財政課に合議されていないものがあった。	1 契約事務 ・ 各事項について、正規の作成者又は決裁権者に確認いただき、改善した。